

# 令和5年1月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

## 第1号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算(第13号)

### 目次

#### 【3款 民生費 2項 児童福祉費】

説明書記載頁

#### 2目 児童措置費

民間保育所等施設型給付費(3.2.2)…………… P 3～ 4 (P 20～21)

地域型保育給付費(3.2.2)…………… P 3～ 4 (P 20～21)

こ ども 部

令 和 5 年 1 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等 施設型給付費	千円 189,518
				1-2	地域型保育給付費	千円 123

## 1 概 要

令和4年人事院勧告に基づく国家公務員給与の増額改定に伴い、令和5年2月から令和4年4月に遡って、公定価格(国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価)が改定されることから、民間保育所等施設型給付費及び地域型保育給付費(以下「給付費」という。)を増額するもの。

## 2 事業内容

令和4年人事院勧告に伴う公定価格の増額改定(人件費+2.1%)は、令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額(人件費▲0.9%)を上回る改定となる。

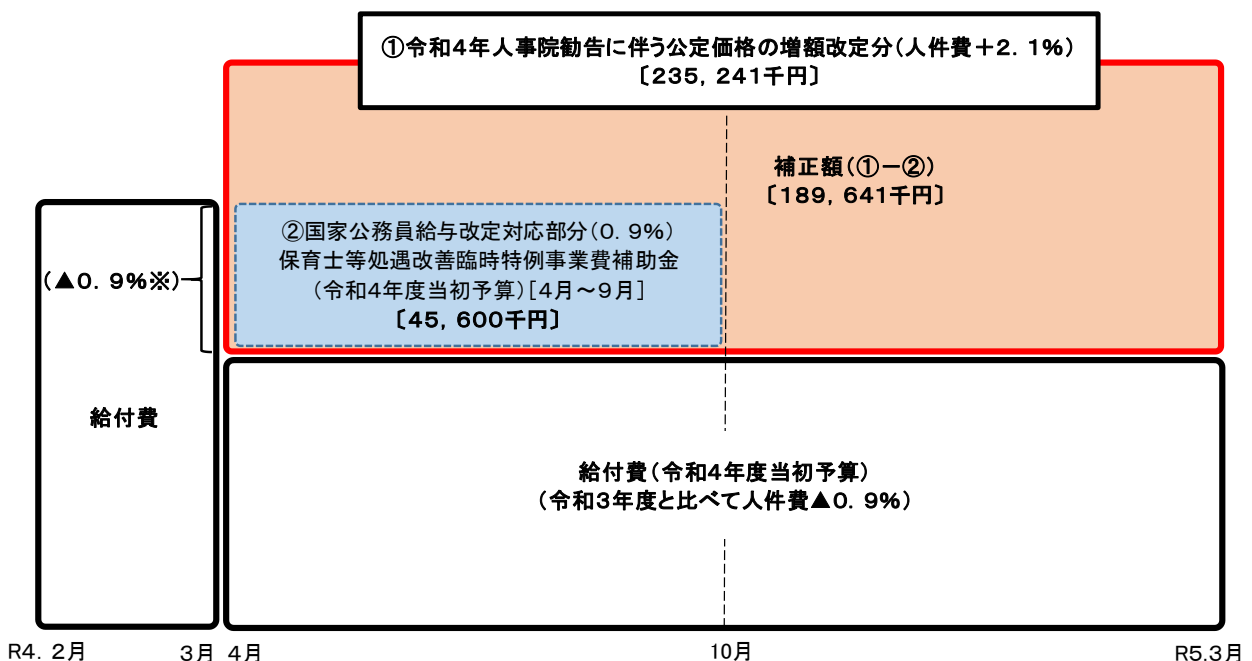
令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額分については、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金において、令和4年4月から9月まで国家公務員給与改定対応部分をすでに補助していることから、今回補正額から同額を減額する。

### (1)算出方法

$$\text{補正額} = \text{①令和4年人事院勧告に伴う公定価格の増額改定分} - \text{②国家公務員給与改定対応部分}$$

( 235,241千円 ) ( 45,600千円 )

[人事院勧告に係る給付費のイメージ図]



※令和3年人事院勧告に伴う減額は据え置き、令和4年度に減額反映

(2)補正額 189,641 千円

施設種別		施設数	補正額(千円)
特定教育・保育施設	保育所	73	97,172
	認定こども園	47	82,318
	幼稚園	13	10,028
	小計	133	189,518
特定地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	123
合計		134	189,641

### 3 財源内訳

事業名	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
民間保育所等 施設型給付費	千円 189,518	千円 98,534	千円 45,489	千円 -	千円 -	千円 45,495
地域型保育給付費	千円 123	千円 66	千円 28	千円 -	千円 -	千円 29

※1 子どものための教育・保育給付交付金 国庫負担率

1号認定子ども:(4月~9月) 基礎額(事業費×73.8%)×1/2

(10月~3月) 基礎額(事業費×74.2%)×1/2

2号認定子ども:事業費×1/2

3号認定子ども:事業費×58.16%

※2 子どものための教育・保育給付費県費負担金 県費負担率

1号認定子ども:(4月~9月) 全国統一分 基礎額(事業費×73.8%)×1/4

(10月~3月) 全国統一分 基礎額(事業費×74.2%)×1/4

2号認定子ども:事業費×1/4

3号認定子ども:事業費×20.92%

長崎県施設型給付費等事業費補助金 県費負担率

1号認定子ども:(4月~9月) 地方単独分(事業費-基礎額(事業費×73.8%))×1/2

(10月~3月) 地方単独分(事業費-基礎額(事業費×74.2%))×1/2

(参考)

認定種別	定義
1号認定子ども (教育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
2号認定子ども (保育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
3号認定子ども (保育利用)	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。